

平成28年度 学校薬剤師部会秋季研修会

薬物乱用防止教室を行うときのポイントと注意点

島根県教育庁保健体育課健康づくり推進室 大森俊也



薬物乱用防止教室の位置づけ

「薬物乱用防止五か年戦略」(抜粋)

学校において、薬物乱用の危険性を熟知している警察職員、麻薬取締官OB、学校医、学校薬剤師等の協力を得て、薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する教育活動。

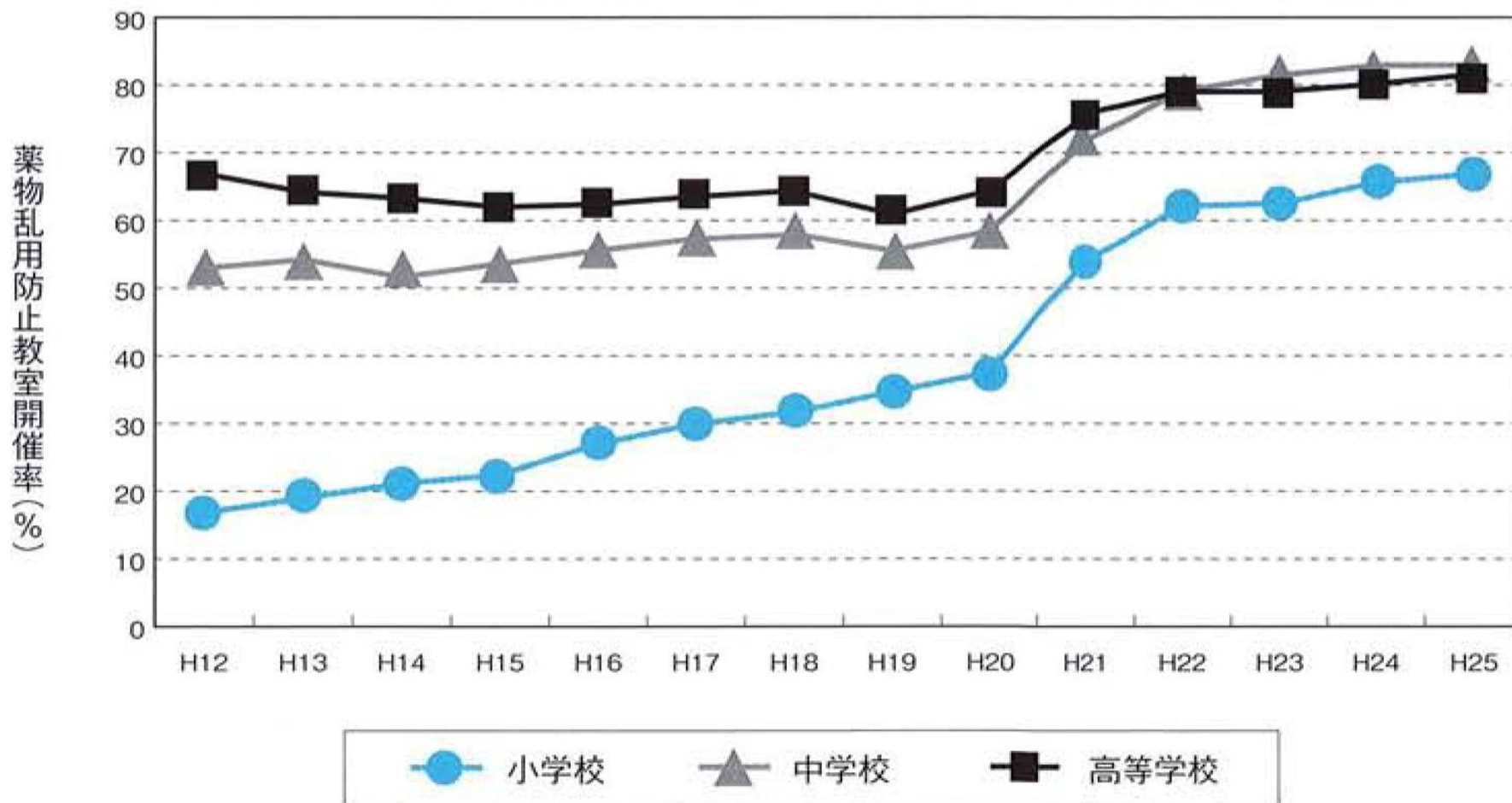
薬物乱用防止教室の位置づけ

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(抜粋)

- ・薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置づけ、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。
- ・薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図る。

薬物乱用防止教室の位置づけ

薬物乱用防止教室の実施率の年次推移【全体】



薬物乱用防止教室の位置づけ

薬物乱用防止教室の講師【平成25年度】

職種	小学校 人数 (%)	中学校 人数 (%)	高等学校 人数 (%)	中等教育学校 人数 (%)	合計 人数 (%)
警察職員	4,732 (33.0)	4,045 (46.8)	1,659 (51.9)	19 (67.9)	10,455 (39.9)
麻薬取締官・員OB	570 (4.0)	173 (2.0)	79 (2.5)	0 (0.0)	822 (3.1)
薬剤師	4,775 (33.3)	2,101 (24.3)	524 (16.4)	3 (10.7)	7,403 (28.2)

薬物乱用防止教室の進め方の基本方針

- 1 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。
- 2 学校における薬物乱用防止教育の一環として行う。
- 3 薬物乱用を始めさせないことを主なねらいとする。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する学習内容

【小学校 体育科】

＜第3・4学年＞

(1) 毎日の生活と健康

イ 1日の生活の仕方

ウ 身の回りの環境

喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する学習内容

【小学校 体育科】

＜第5・6学年＞

(1) 心の健康

ウ 不安や悩みへの対処

(3) 病気の予防

ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する学習内容

【中学校 保健体育科】

＜第1学年＞

(1) 心身の機能の発達と心の健康

ウ 精神機能の発達と自己形成

(イ) 自己形成

エ 欲求やストレスへの対処と心の健康

(イ) 欲求やストレス対処と心の健康

喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する学習内容

【中学校 保健体育科】

＜第3学年＞

(4) 健康な生活と疾病の予防

イ 生活行動・生活習慣と健康

(エ) 調和のとれた生活と生活習慣病

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(ア) 喫煙と健康 (イ) 飲酒と健康

(ウ) 薬物乱用と健康

大切なことは事前の打ち合わせ

- 児童生徒及び家庭や地域の実態
- 学校における薬物乱用防止教育、健康教育、生徒指導の取組の現状
- 講師を依頼した理由、講師に期待する内容、教育活動の位置づけ
- 当日の運営方法や講師と学校の役割分担
- 学校側の責任者、連絡方法
- 準備するもの

強調されるべき内容

- 1 薬物乱用は限られた人や特別な場合の問題ではなく、誰の身近にも起こり得る問題であることが明快に述べられていること。
- 2 「乱用される薬物は、使用することはもちろん、所持することも禁止されている」という曖昧さのないメッセージが必ず含まれること。

強調されるべき内容

- 3 講師が伝えたい内容で一方的に構成するのではなく、対象となる児童生徒の興味・関心や理解力など、発育・発達の段階を十分考慮した内容や指導方法であること。
- 4 害や怖さのみを強調するのではなく、「薬物等の誘惑に負けない気持ちをもつことが充実した人生につながる」という積極的なメッセージが含まれること。

強調されるべき内容

- 5 児童生徒がおかれている地域や家庭環境を非難したり、酒やたばこを販売する職業を悪と決めつけるようなことはしないなど、児童生徒や家族を傷つける可能性のある内容は避けること。

配慮が必要な情報

- 1 薬物乱用に関する行動について「いいわけ」の口実を教えるような情報。
- 2 乱用される薬物の入手方法や使用方法を教えるような情報。
- 3 薬物乱用者や薬物依存の患者の治療、更正、社会復帰のための情報。

配慮が必要な情報

- 4 「合法ドラッグ」、あるいは「薬物乱用とは何回も繰り返し薬物を使用することである」などの誤解を与える可能性のある情報。
- 5 「薬物を使用するか否かは本人(子供)自身が決めることである。」などという表現が使われている情報

小学生への指導

- 1 薬にかかわる基礎知識（中学年以上）
身の回りのくすり、くすりはたらき、
くすりの正しい飲み方、心と体とくすり
- 2 薬物乱用・依存の成り立ち
（高学年以上）
薬物と体、薬物と乱用、
薬物乱用の現状

小学生への指導

3 喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響 喫煙と健康（受動喫煙を含む） 飲酒と健康、有機溶剤の害

※薬物乱用へのゲートウェイとしての喫煙、
飲酒ととらえる。

※わかりやすい表現で繰り返し指導する。

中学生への指導

- 薬物依存が形成されることを科学的に正しく理解させること
- 心身の健康が損なわれること、人格や社会への適応能力にも影響を受けること
- 社会全体の問題として考える態度を身につけること
- 法律により厳しい規制を受けていること
- 意思決定と行動選択の能力を養うこと

薬物乱用防止に関する指導の内容

中学生が、喫煙・飲酒・薬物乱用防止の意義と重要性を認識し、喫煙・飲酒・薬物乱用によってもたらされる健康への影響や様々な問題について理解し、意思決定能力を育成し、たとえ誘惑されるような機会があったとしても上手に断るスキル（技術）や態度を身につける必要がある。

（喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の手引）

ライフスキル教育

<定義>

日常生活の中で生じる様々な問題
や要求に対して、建設的かつ効果
的に対処するための心理社会能力

効果的な指導のために

- ・課題解決的な学習を積極的に取り入れる。
- ・自己決定・行動選択する場面をつくる。
- ・悪い誘惑を断るスキルを身につける。

薬物乱用防止教室を成功させるために

○日常的に学校と連携をする。

- ・学校との情報のやりとり
- ・必要な指導・助言

○地域の大人は君たちを見守っているというメッセージ